

就業規則作成



「就業規則」は、従業員を常時10人以上使用する場合には必ず作成し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

ただ作成さえしていればいいというわけではありません。万が一、従業員との間でトラブルが発生した場合、必ず就業規則について問われますので、その書いてある内容によっては会社にとって大きなリスクが生じることがあります。

逆に就業規則の中身次第で、会社を守るためのツールと成り得るのです！

是非、「会社を守るための」就業規則の導入をご検討ください。（たとえ10人未満の会社であっても、作成をお勧めいたします。）

1. スピード 就業規則作成プラン

弊社が用意するフォーマットに基づき、最小限の打ち合わせで、法律上あるいは会社のリスク対応をふまえた就業規則を作成いたします。

費用（税込）：¥165,000～

打ち合わせ回数：1～2回

作成期間：1ヶ月以内



2. リスク対応型 就業規則作成プラン(推奨)

貴社と綿密なヒアリングを行い、貴社の実情に応じたリスク対応、ルール整備と経営者の思いを反映した就業規則をご提案いたします。

費用（税込）：新規作成（訪問）¥374,000～（来所）¥299,200～

従前規則の変更（訪問）¥462,000～（来所）¥396,000～

打ち合わせ回数：4回～6回

作成期間：2ヶ月～3ヶ月

※ 付属規程はオプションとなります。

※ 1年以上の顧問契約の場合には、30%OFFとさせていただきます。

3. 就業規則作成トータルパッケージプラン(推奨)

2のリスク対応型就業規則に加え、必要となる諸規程等をトータルでご提案する安心プランです。

費用（税別）：新規作成（訪問）¥605,000～（来所）¥495,000～

従前規則の変更（訪問）¥726,000～（来所）¥605,000～

打ち合わせ回数：6回～10回

作成期間：3ヶ月～6ヶ月

※ 付属規程はボリュームに応じて、追加料金が発生する場合がございます。

※ 1年以上の顧問契約の場合には、30%OFFとさせていただきます。



オプションメニュー① 付属規程

○パートタイマー就業規則

パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員等、正社員以外の従業員を雇用しているなら、必ず作成をお勧めいたします。（正社員の準用規定ではない専用のものを）

費用（税込）¥132,000～ 打ち合わせ回数：1～2回

○育児・介護休業規程

育児・介護休業については近年法律改正が相次いでいるので、古い規程は見直す必要があります。

費用（税込）¥66,000～ 打ち合わせ回数：1～2回

○賃金規程

法律に沿った時間外手当の削減、諸手当の整理等、貴社の実情に応じて修正、作成いたします。

費用（税込）¥132,000～ 打ち合わせ回数：2回～

○退職金規程

基本給連動型の退職金制度には注意が必要です。貴社の退職金制度は現状のままで運用できますか？

弊事務所は多くの会社で退職金制度の見直しを行っております。

費用（税込）¥132,000～ 打ち合わせ回数：2回～

○その他、諸規程（慶弔規程・通勤規定・ハラスメント規程・車両運行規程、等）

貴社とのヒアリングの中で必要と思われる規程を、ご提案いたします。

費用（税込）1規程¥33,000～ 打ち合わせ回数：必要回数

オプションメニュー② その他

○必要書式集

規則で所定の申請書類を指定する場合があります。そうした申請書類等も一式作成いたします。

○従業員説明会

就業規則はただ作成しただけでなく、従業員に周知させていたかどうかポイントとなります。

弊事務所では、企業様の要望に応じて説明会や配布用のハンドブック作成を行います。

費用（税込）：（説明会）¥55,000～ ※回数・人数に応じて変更有。

（ハンドブック）¥33,000～ ※別途製本代（1冊あたり¥550）

○労働基準監督署への届出

常時10人以上を雇用する事業所は就業規則を労働基準監督署に届け出る必要があります。

費用（税込）：¥22,000～（※地域により応相談）

オプションメニュー③ 規則・規程作成後支援

○就業規則・諸規程法改正対応

就業規則作成後も、頻繁に行われる法改正に対応した規則・規程の対応を提案いたします。

費用（月額・税込）：¥11,000 ※従業員数 99人以下

¥22,000 ※従業員数 100人以上 299人以下

¥33,000～ ※従業員数 300人以上

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通 5-1-1 神戸山手大木ビル 6F
TEL：078-361-2031 FAX：078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田 4 丁目 36 番地 マサミビル 3F
TEL：079-286-5030 FAX：079-286-5040

0120-66-8050 (FAX) 0120-38-3399



社会保険労務士法人
庄司茂事務所